

VMC サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この VMC サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、VMC の申請に用いるバウチャー発行サービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 「VMC」とは、電子メールに当該電子メールの送信者が所属する組織に関するロゴを表示し、当該組織に所属する者が送信した電子メールであることを明示する証明書を指します。
2. 「認証局」とは、VMC の発行及び失効に係る業務を行う組織を指します。
3. 「上位規定」とは、認証局が定める VMC に適用される約款、規約又は規定等を指します。

第3条（サービス内容）

1. 本サービスは、利用者が認証局に対して VMC の発行を申請するにあたり、VMC の発行の対価を当社に対し支払済みであることを証する証票（以下、「バウチャー」といいます。）を発行するサービスであり、詳細はサービスサイトに定めるものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部を、当社の指定する事業者に再委託することができるものとします。

第4条（申込条件）

1. 本サービスは、法人のみ申し込むことができるものとし、詳細はサービスサイトに定めるものとします。
2. 利用者は、本サービスの申込みにあたり、VMC に登録するロゴの商標登録をしておかなければならないものとし、詳細はサービスサイトに定めるものとします。
3. 前項に定める商標登録の手続きは、利用者自身の費用と責任において行うものとします。
4. 利用者は、当社所定の申込フォームに必要事項を記入のうえ、当社に送信することにより本サービスを申し込むものとします。なお、前二項のほか、申込条件及びその詳細はサービスサイトに定めるものとします。
5. 当社は、利用者からの申込みについて承諾を行い、かつ利用者から料金の支払があったことを確認した後、本サービスの提供に着手するものとします。

第5条（申込みの拒絶）

1. 当社は、基本約款における申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、上位規定に照らし当社として不相当と認めた場合も、第4条第4項の申込みを承諾しないことがあります。

第6条（発行又は有効期間更新の拒否等）

1. 認証局が、バウチャーを利用して行われた VMC の発行の申請又はバウチャーを利用して発行された VMC の有効期間更新の申請を拒否し、VMC の発行又は有効期間の更新を行わなかった場合においても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第7条（情報等の提供）

1. 当社は、利用者に対し、利用者が当社に提供した情報等以外の情報等であって本サービスの提供に必要と当社が判断する情報等の提供を要求することができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。

第8条（失効）

1. 認証局は、利用者が上位規定に違反したこと等を理由として、利用者に事前の通知をすることなく、利用者の VMC を直ちに失効させる場合があります。
2. 当社は、前項の場合、その理由の如何を問わず、VMC の失効に関連して利用者が発生する一切の損害（失効した VMC に関し利用者が支払済みの料金を含みます。）について、何ら責任を負わないものとします。

第9条（有効期間）

1. 本サービスを利用して発行されたバウチャーには有効期間があり、詳細はサービスサイトに定めるものとします。

第10条（非保証、免責）

1. 当社は、本サービスの利用により VMC が発行されること及び本サービスの利用により発行された VMC の有効期間が更新されることを何ら保証せず、VMC の発行又は有効期間更新に関連して利用者が生じた一切の損害について、何ら責任を負いません。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2024年7月24日に制定され、同日より適用されます。